

## 【ガイドライン】

### 放射線業務従事者に対する健康診断のあり方

#### ○ 適用の範囲

このガイドラインは、計画被ばく状況において放射線業務従事者の健康監視を目的に実施する健康診断に適用する。

#### ○ 判断基準

線量管理に責任を有する者は、以下の場合に定期の一般健康診断に加えて放射線業務従事者に対する健康診断が必要であると判断すべきである。

- (1) 初めて放射線業務の職に就く前
- (2) 放射線業務の職を終了するときであって、従事した期間中に線量限度\*を超えて被ばくした場合
- (3) 線量限度を超えて被ばくしたとき
- (4) 線量管理に責任を有する者が放射線業務従事者に対する健康診断の必要性を認めたとき

なお、(4)の必要性については、産業医又はそれに準ずる医師の助言を得た上で判断すべきである。

\*：線量限度とは、計画被ばく状況の実効線量限度又は等価線量限度を示す。